

境港市行政改革大綱

平成17年3月

境港市

目 次

．行政改革推進の基本的考え方	1
．行政改革の基本方針	
．基本方針を実現するための具体的方策	2
1．参加と協働による市政の推進	
(1) まちづくり市民委員会の設置	
(2) 情報の提供	
(3) NPOや各種団体の支援、育成	
2．自立・持続可能な財政基盤の確立	
(1) 中期財政見通しの策定	
(2) 財政の健全化	3
経費全般の見直し	
補助金等の整理合理化	
自主財源の確保	
公共工事関係	
(3) 事務事業の見直し	
行政の簡素・効率化	
民間委託の推進	
権限移譲への対応	
行政評価及び外部監査制度の導入	
(4) 組織・機構の見直し	
(5) 定員管理及び給与の適正化	
(6) IT（情報通信技術）の利用による行政サービスの向上	4
(7) 公共施設の設置及び管理運営	
遊休施設の活用	
指定管理者制度の活用等	
3．職員一人ひとりの意識改革	
．行政改革の推進体制等	
1．計画期間	
2．推進体制	
(1) 行政改革推進本部	
(2) 行政改革推進委員会	
3．進行管理	
用語の意味	5
．行政改革大綱の実施計画	6

境港市行政改革大綱

．行政改革推進の基本的考え方

本市の行政改革は、平成８年度に「行政改革大綱」を策定し、事業及び組織・機構の統廃合などを積極的に進め、現在３期目を経過したところであるが、本市は、平成１４年に単独存続を決議したことにより、平成１５年度から行財政運営の確立に取り組み、着実に成果を上げてきた。

しかし、本市においては、歳入の根幹をなす税収入は、長引く景気低迷の中で今後も素早い回復は期待できない状況にあるほか、単独存続による地方交付税の減少は避けられず、厳しい状況に向かうことが予想される。

こうした中、限られた財源で新たな行政需要に対応するには、従来の市民サービスのあり方についても、新たな視点からの事業の選択、見直し、廃止を行うなどの行政運営の検討が必要となっている。また、これら行政課題に対応できる人材育成に積極的に取り組む必要もある。

近年、地方分権による自治体の自己決定権が拡大されてきた中で、個性的で、かつ魅力的なまちづくりを進めていくためには、市民と行政の連携・強化の必要性が高まっており、市民の意向や要望を活かしたまちづくり、満足度の高い行政サービスを提供するためのプロセスも大きく変わりつつある。

このため、心豊かで快適性を有する環境の中で魅力あるまちづくりを進めるためには、市民自らが「自分たちの住むまちを、自分たちで創り上げていく」という意識が重要であり、今後の行政運営は市民・民間組織等と連携する中で、まちづくりを進めていかなければならない。

．行政改革の基本方針

地方自治のあり方が「画一と集権」から「多様と分権」へと変化しており、今後の行政運営は、市民と共に考え、施策や事業を決定し、その責任を負う「自己決定」「自己責任」へと進み、市民と市が相互に果たす役割は大きく変わろうとしている。

そうした中で、市民にわかりやすい簡素で効率的な行政システムづくりを進めることが必要であることから、行政の持つ情報を積極的に市民に提供、または公開し、透明性の高い市政運営を行うことにより、行政への関心を一層高めてもらうとともに、市民参加あるいは協働へと発展していくことも重要である。

また、市民との対話を通してお互いの役割分担を明らかにし、自治会、ボランティア、NPO、企業などを含めた各界、各世代の市民の知恵を結集して、「市民と共に築く風格のあるまちづくり」の実現を目指すこととする。

今後の行政改革の推進にあたっては、本市は、単独存続を選択したことに伴い、地方交付税の減少が予想される厳しい財政状況の中にあっても、新たな市民ニーズに対応した行政需要は

増加して行くものと思われるが、事務事業のすべてにわたる点検を行い、実施すべき施策の適正な選択と重点化など、一層の整理・合理化に努めることとする。

また、市民に本市の財政状況を明らかにするため中期財政見通しを策定し、財政規模に応じた役所づくりに取り組まなければならない。

そのため、自治体の担い手としての職員の意識改革は重要課題の一つであり、「自ら考え、自らの責任により実行する」という意識を持つとともに、地域の課題に対して自らが政策を立案する能力を身に付けることが不可欠である。

これらを踏まえ、次の3項目を重点項目とし、「市民と共に築く風格のあるまちづくり」の市政を推進する。

1. 市民参加と協働による市政の推進
2. 自立・持続可能な財政基盤の確立
3. 職員一人ひとりの意識改革

．基本方針を実現するための具体的方策

1. 市民参加と協働による市政の推進

市民に関われた、市民参加と協働による市政を推進するため、市民等と市が互いの情報を共有し、共に考え、議論しながら市民本位の市政を推進することができる環境を整える。

(1) まちづくり市民委員会の設置

効率的で効果的な行政運営の実現に向けて、まちづくり市民委員会を設置し、市民、市民団体などが行政運営に関して調査研究を行える環境を整える。

(2) 情報の提供

市民参加と協働による市政を推進するためには、市民に行政をより理解していただくため、行政情報・関連する情報を共有することが重要であり、積極的に情報を提供する。そのためにも、ホームページの活用と、出前座談会の利用促進をPRする。

(3) NPOや各種団体の支援、育成

まちづくりの担い手として期待されるNPOや各種団体について、その活動の支援と団体の育成に努める。また、この支援、育成については、策定が検討されている「まちづくり条例」(仮称)の条文に盛り込むなどの検討も行うほか、活動拠点となる施設整備も実施する。

2. 自立・持続可能な財政基盤の確立

(1) 中期財政見通しの策定

市民に本市の財政状況について理解を深めていただくとともに、当面する財政需要への的確な対応と、財政運営の指針として「中期財政見通し」を策定する。

この中期財政見通しを踏まえて、自立・持続可能な財政基盤の確立を目指し「財政再建プラン」を策定する。

(2) 財政の健全化

経費全般の見直し

人件費を含む経費全般について徹底的な見直しを行い、経費の節減と限られた財源の効果的配分に努める。

補助金等の整理合理化

補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査の上、廃止、統合等により抜本的な整理合理化を図る。

自主財源の確保

市税については、課税客体を的確に把握し、使用料・手数料についても、受益者負担の原則に立ち、常に料金の適正な見直しを行うとともに、滞納整理の着実な実施等により収納率の向上を図る。

公共工事関係

公共工事については、透明性・公平性の確保が求められており、入札制度に関しても一層の改善を図り、コスト縮減に努める。

(3) 事務事業の見直し

行政の簡素・効率化

行政の責任領域を改めて見直し、受益と負担の公平性の確保、行政効率・効果等十分吟味して一層の事務事業の整理合理化を図る。

民間委託の推進

民間活力を導入して行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、積極的かつ計画的に民間委託を推進する。

行政評価及び外部監査制度の導入

行政の説明責任と事務事業の効率性の向上及び職員の目的意識とコスト感覚を涵養するため、段階的に「行政評価制度」を導入する。また、外部監査制度を導入し、透明性の向上を図る。

権限移譲への対応

市民サービスの向上、事務の効率化等の観点から、市で処理することが有効かつ可能な事務については積極的に対応する。

(4) 組織・機構の見直し

新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう、適宜、組織・機構の見直しを行う。

(5) 定員管理及び給与の適正化

抜本的な定員管理を推進するため、職種や部門にとらわれることなく、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を積極的に進める。また、国の公務員制度改革に沿った改革を推進する。

(6) I T (情報通信技術) の利用による行政サービスの向上

I T の利用を促進し、行政事務の簡素化・迅速化を図り、行政サービスの向上に努める。

(7) 公共施設の設置及び管理運営

遊休施設の活用

統廃合により遊休施設となる施設については、将来の需要増が見込まれる他用途の施設への改修等により、有効活用を図る。

指定管理者制度の活用等

公の施設の管理運営については、サービスの向上と運営の効率化に留意しながら、N P O、事業者及び団体を管理者とできる指定管理者制度を積極的に活用するとともに、譲渡、廃止についても検討を進める。

3 . 職員一人ひとりの意識改革

行政に対する市民の評価は、窓口や仕事現場における対応に左右される面が大きいことから、適切な接遇の徹底、縦割りの対応の是正等、職員の応接の改善に努めるとともに、高度化・多様化する行政需要に対応するため、各種研修に参加するほか、地方分権に伴い必要とされる政策形成能力や法務能力などの向上に努める。

．行政改革の推進体制等

1 . 計画期間

この大綱の計画期間は、平成 17 年度から 19 年度までの 3 ヶ年とし、具体的な取り組み課題については、実施計画を策定する。

2 . 推進体制

(1) 行政改革推進本部

市長を本部長、助役を副本部長とし、教育長、部長及び行財政改革推進監で構成する行政改革推進本部員会議を置く。

行政改革推進本部内に、幹事会を置き、必要に応じて行財政改革推進監が召集する。

教育委員会と各部における取り組み事項の調整・推進を図るため、教育長、各部長を議長として、各課長等を構成員とする行政課題検討会を設置する。

(2) 行政改革推進委員会

大綱の策定、実施に係る特に重要なものの調査・審議にあたるため、行政改革に識見を有する市民 15 名以内で構成

3 . 進行管理

行政改革を着実に推進していくため、「境港市行政改革推進本部」による進行管理を行いながら、議会および行政改革推進委員会に実施状況を報告するとともに、市報、ホームページを通じて取り組み状況等を市民に公表する。

また、今後の状況の変化等による項目の追加又は変更の必要が生じたときは、その都度見直しを行い、改革を推進する。

用語の意味

市民参加：市民個人が行政の管理の下、政策の立案・策定、事業の実施・検証の過程に加わる行為をいい、責任は行政が負うものです。

協働：行政と民間団体（組織）など異なる団体（組織）が、それぞれの得意分野や特徴を生かし、対等な立場で責任を共有しながら、目標に向け連携するものであり、組織の主体性がより発揮できるものです。

N P O：ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。

指定管理者制度：公の施設（体育施設、文化施設等）の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として、議会の承認を受けて、市に変わってN P O、団体、企業に管理等の代行を行わせるものです。

行政評価：行政機関の活動を何らかの統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させる制度です。つまり、行政が行っている活動（事業など）を市民にわかりやすい形で客観的に評価し、その結果を公表するとともに、今後の行政活動を改善・改革するために行うものです。

外部監査制度：市の監査委員の監査に代えて、より専門的で独立した立場から、市長と外部監査契約を結んだ外部監査人が監査を行うことができる制度で、外部監査人には、公認会計士や弁護士などの資格を持った人が選ばれます。

外部監査制度には包括外部監査（毎年実施し、外部監査人が監査対象を決定します。）と個別外部監査（必要に応じて市長、議会及び市民から監査対象を限定した請求により実施します。）とがあります。